

令和3年9月3日

ふるさと納税返礼品提供事業者 様

いなべ市長 日 沖 靖

(公印省略)

いなべ市ふるさと納税返礼品の新規（追加）募集について

平素は、ふるさといなべ応援事業につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

いなべ市では、本市へのふるさと納税促進と地元特産品のPRを図るため、ふるさと納税を行った寄附者に対して、返礼品を贈呈しております。

つきましては、返礼品を新規に募集しますので、新たに返礼品としての登録を希望される方は別紙募集要項をご確認いただき、令和3年10月1日(金)17時までに「いなべ市ふるさと納税返礼品登録申請書」等の申請書類を提出してください。

今後とも、引き続き皆様方のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【登録申請書の提出先】

- ・ 商工会の会員の方は、いなべ市商工会へ提出してください。
- ・ 商工会の会員以外の方は、いなべ市役所商工観光課へ提出してください。

【お問い合わせ先】

いなべ市商工観光課 伊藤

TEL 0594-86-7833

いなべ市商工会 諸岡

TEL 0594-72-3131

令和3年度いなべ市ふるさと納税返礼品募集要項

1 返礼品の要件

- (1) 平成31年4月1日付け総務省告示第179号第5条に基づく基準のいずれかに該当すること。(別添「地場産品類型」を参考にしてください。)
- (2) いなべ市の魅力をPRできるものであること。
- (3) 品質や数量において安定供給が見込めるものであること。

2 事業者の要件

- (1) 各種法令等に沿った生産、製造、販売等を行っていること。
- (2) 電子メールでの注文受付、商品の梱包、集荷の対応が可能であること。
- (3) 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)及びいなべ市暴力団排除条例に掲げる暴力団の構成員でないこと。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 返礼品の品質や取扱い等に係る苦情対応等が誠実かつ適切に行えること。

3 返礼品価格の区分(消費税を含む。)

寄附区分	返礼品価格(税込)	発送回数上限
1万円以上の寄附	3,000円以下のもの	1回
1万5千円以上の寄附	4,500円以下のもの	1回
2万円以上の寄附	6,000円以下のもの	1回
2万5千円以上の寄附	7,500円以下のもの	1回
3万円以上の寄附	9,000円以下のもの	2回
3万5千円以上の寄附	10,500円以下のもの	2回
4万円以上の寄附	12,000円以下のもの	2回
4万5千円以上の寄附	13,500円以下のもの	2回
5万円以上の寄附	15,000円以下のもの	3回
5万5千円以上の寄附	16,500円以下のもの	3回
返礼品価格に応じた寄附額を設定	18,000円以上のもの	4回

※送料は含めないでください。(箱代は含めてください)

※例えば通常3,300円で販売している商品を300円値引くことで、1万円以上の寄附区分に登録することが可能です。(市から事業者への支払い金額は3,000円となります。)

※返礼割合は寄附額の3割以下とします。

※サイズが大きく送料が超過する場合は、返礼品価格を調整・再検討していただくことがあります。

※返礼品の種類、内容については、インターネットサイト「さとふる」を参考にしてください。

URL : <https://www.satofull.jp/city-inabe-mie/>

QRコード :



4 申請期限

令和3年10月1日(金) 17:00 【必着】

5 申請方法

別添「いなべ市ふるさと納税返礼品登録申込書」及び「誓約書」に必要事項を記入し、添付書類とともにいなべ市商工会又はいなべ市役所農林商工部商工観光課へ提出してください。

〈添付書類〉

- ・商品の写真
- ・営業許可書、許可書、資格又は免許を証明するもの

※必要な許可書につきましては、各事業者で法律、条例等をご確認ください。

※返礼品によっては、追加で許可書を提出していただく場合があります。

6 選考方法

提出された申込書に基づき、要件及び返礼品の内容等を審査し選考します。

※ふるさと納税返礼品選定委員会（10月中旬開催予定）の審査の結果、ご希望に添えない場合もあります。

7 注意事項

- (1) 返礼品の登録件数は、1事業者あたり6品までとなります。（全てのコース合わせて）
- (2) 返礼品に選ばれたのち、ホームページ登録システムへ事業者様ご自身で登録情報を入力していただきます。入力確認後順次「さとふる」ホームページに掲載予定です。
- (3) ふるさと納税者から一度も選ばれていない場合は、見直しの対象となる可能性がありますので、ご承知おきください。

8 申請先、お問い合わせ先

いなべ市商工会の会員の方はいなべ市商工会までご連絡ください。

【いなべ市商工会】

〒511-0428 いなべ市北勢町阿下喜 1991 番地

TEL:0594-72-3131 FAX:0594-72-2355

いなべ市商工会の会員以外の方はいなべ市役所商工観光課までご連絡ください。

【いなべ市役所 商工観光課】

〒511-0498 いなべ市北勢町阿下喜 31 番地

TEL:0594-86-7833 FAX:0594-86-7869

地場産品類型

※以下のいずれかに該当すること。

- 1 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 2 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 4 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 5 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 7 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 8 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
 - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
 - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
 - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 9 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。